

船舶事故調査報告書

平成28年6月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年7月9日 08時30分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市宇久島の対馬瀬鼻北方沖 古志岐島灯台から真方位276°4,400m付近 (概位 北緯33°18.4′ 東経129°07.4′)
事故の概要	漁船21SIKIBUは、東進中、浅所に乗り揚げた。 21SIKIBUは、シューピース等に破損を生じた。
事故調査の経過	平成27年11月10日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 21SIKIBU、19トン
船舶番号、船舶所有者等	NS2-14982（漁船登録番号）、共栄水産有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	シューピース及び船尾材に破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風速 約7～8m/s、視界 普通 海象：波高 約1.5～2m、潮汐 低潮時（長潮）
事故の経過	本船は、手動操舵で航行中、操舵室内の操縦席に腰を掛け、単独で操船に当たっていた船長が目視で対馬瀬鼻を確認し、同鼻に近いと思って左転したものの、同鼻北方の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 船長は、本事故発生場所付近を月に平均10～15回の航行経験があり、本件浅所があることを知っていた。 船長は、本事故当時、GPSプロッター及び魚群探知機を作動させていたが、それらの画面をよく確認していなかった。
分析	本船は、船長が、対馬瀬鼻通過時の離岸距離を目測し、GPSプロッター等で船位の確認を行っていなかったことから、本件浅所に向けて航行し、乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が船位の確認を行っていなかったため、本船が本件浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・浅所が存在する付近を航行する場合、GPSプロッター等を活用して船位の確認を行い、浅所から十分に離して航行すること。